

# 意見書

平成23年10月12日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 530-6116  
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちようめ3ばん23ごう  
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム  
だいひようとりしまりやくしゃちよう ふじの たかお  
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先 経営戦略グループ  
電話番号 [REDACTED]  
電子メールアドレス [REDACTED]

「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 【総論】

これまでの活用業務によるNTT東西のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を阻害し、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっております。

NTT東西によるなし崩し的な業務範囲の拡大は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反することが明らかであることから、何よりもまず、活用業務制度の廃止を含め、NTTグループ全体の在り方を検討すべきであります。

加えて、これまで認可された活用業務についても、電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼしていることが明らかであるため、取消しを含め、その是非を検討すべきと考えております。

にもかかわらず、過去認可した活用業務による影響等を分析・評価することなく、新たに申請された全ての活用業務が認可され続け、また、活用業務制度自体についても、認可制から事前届出制へと見直す契機となった「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を含め、公の場において一度も本質的な検証・検討が行われなまま、現在に至っております。

そのため、手続きの見直し以前の問題として、活用業務制度自体について本質的な議論を行うことが不可欠でありますので、次の取組みの早期実施を強く求めます。

- ◇競争評価制度や競争セーフガード制度を強化する等して、活用業務による情報通信市場への影響等について精緻に分析・評価すること
- ◇有識者等が参加する第三者委員会等の機関にて、活用業務制度自体について本質的な検証・検討を行うこと

また、活用業務に係る手続きが、認可制から事前届出制へと見直されることで、本来廃止すべき活用業務制度によって、なし崩し的な業務範囲拡大が更に進み、NTT東西の独占回帰に繋がると強く懸念されますので、事前届出制においても、次の公正競争確保のための措置を講じるとともに、厳正に運用頂くことを強く要請いたします。

- ◇活用業務として届出可能な業務・条件の事前の明示や厳正化
- ◇届出前に内容を公表することを含め、競争事業者の認知から活用業務開始予定までの期間の十分な確保
- ◇届出内容に、競争事業者の意見を反映できるよう、公の場の設置

以上の考えのもと、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則(以下、NTT法施行規則)の一部改正案及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン(以下、活用業務ガイドライン)案に関して、その他の観点を含め、修正・追記すべき点等について意見いたします。

あわせて、総務省殿において、活用業務制度自体について本質的な議論を行うべく、必要な制度整備を早急に実施頂くことを強く求めます。

## 【各論】

### 1. NTT法施行規則改正案について

#### (1) 目的達成業務の届出【第一条関係】

目的達成業務は、NTT東西によるフレッツ・テレビ販売に用いられている等、情報通信市場の競争に少なからず影響を与えているものであります。

また、NTT東西が行うどのような業務が、目的達成業務に当たるか必ずしも明確になっていないと認識しております。

このように競争環境に影響があり、かつ不透明な業務について、7日前という非常に短い期間での届出で足るとすることは、競争事業者の予見性を著しく損なうとともに、公正競争環境の確保の観点からも適当ではないと考えますので、少なくとも活用業務と同程度の期間を確保すべきであります。

加えて、目的達成業務制度の運用を透明化するために、活用業務と同様に、本制度に係るガイドラインの制定も行うべきと考えます。

#### (2) 地域会社が法第二条第三項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務の届出（第二条関係）

本規定に係る業務は、これまでの認可制のもとでも、実績がないと認識しておりますが、それ故に、本業務が、市場にどのようなインパクトを与えるか等について、現時点で想定することが困難であります。

そのようななか、7日前という非常に短い期間での届出で足るとすることは、競争事業者の予見性を著しく損なうため適当ではないと考えますので、少なくとも活用業務と同程度の期間を確保すべきであります。

#### (3) 活用業務の届出【第二条の二関係】

##### ①届出から業務開始までの期間

認可制のもとでの軽微な事案以外の標準処理期間：3～4カ月程度、平均処理実績：約73日と比較し、30日という著しく短い期間で足るとすることは、活用業務制度が情報通信市場全体に与える影響度を踏まえると、極めて問題であります。

そのため、少なくとも認可制のもとでの処理期間と同程度の期間（70日以上）を確保すべきでありますので、次のいずれかの措置を実施すべきであります。

◇NTT法施行規則上の規定を、70日以上期間に修正

◇届出1～2カ月前までに、NTT東西自らが届出予定内容を予め公表することを義務付け

##### ②届出書に記載する事項

NTT東西の主力サービスの殆どが活用業務を利用したものとなっており、当該サービスが本来業務の地域電気通信業務と比較し、無視できない規模に拡大しております。

この状況を踏まえると、活用業務の影響度を把握するうえ、新たに行おうとする活用業務に係る事項の記載のみでは不十分であるため、届出書への記載事項として、次の事項を追加すべきと考えます。

- ◇過去認められた活用業務を用いて提供している電気通信サービスの一覧
- ◇過去認められた活用業務に投入された経営資源(資金・職員等)の累積規模

### ③活用業務の範囲

活用業務ガイドライン案において規定されている活用業務の範囲に関する次の事項は、極めて重要な規定であります。

- ◇活用業務に該当する電気通信業務には、NTT東西が都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供を行うことのほか、都道府県の区域を越えて料金設定を行うことが含まれる。
- なお、活用業務が県内通信に係る業務と不可分一体のものとして提供されることとなる場合においては、これら業務を一体としてとらえたうえで確認を行う。

- ◇「その他の業務」としては、例えば電気通信業務に関連する経営コンサルティング等の業務を想定しており、放送業は含まない。

また、NTT再編の趣旨を逸脱するとともに、NTTグループのグループドミナンスの拡大を助長するおそれが高いため、活用業務の範囲に、ISP事業やモバイル事業を含めるべきではないと考えております。

そのため、活用業務ガイドラインのみならず、第二条の二に第二項を追加する等、NTT法施行規則上に、これらの考え方を明記しておくべきと考えます。

### (4)届出書に記載された事項の公表【第二条の三関係】

届出書に記載された事項を、総務省殿より公表頂くことについて、賛同いたします。

しかしながら、活用業務等は、情報通信市場全体に与える影響が極めて大きいことを踏まえると、当該措置だけでは不十分でありますので、次の事項を制度化のうえ、第二条の三に第二項以下を追加する等、NTT法施行規則上に規定すべきと考えます。

- ◇届出内容に対して、競争事業者等が意見できる公の場(パブコメ、委員会等)を設けること
- ◇上記において競争事業者等が提起した問題点を是正するために、NTT東西に対して必要な命令を行うこと
- ◇届出内容に対する総務省殿による確認結果(電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内等と判断した理由等)、及び是正命令を行った場合はその内容を公表すること

## 2. 活用業務ガイドライン案について

### (1)活用業務の範囲【I(1)関係】

NTT法施行規則改正案への意見で述べたとおり、活用業務には、都道府県の区域を越えて料金設定を行うことが含まれ、放送業は含まない等の規定は、極めて重要なものであります。

また、NTT再編の趣旨を逸脱するとともに、NTTグループのグループドミナンスの拡大を助長するおそれが高いため、活用業務の範囲に、ISP事業やモバイル事業を含めるべきではないと考えます。

そのため、仮にNTT法施行規則にて規定できない場合であっても、活用業務ガイドライン上に、これらの考え方を明記しておくことが必要と考えます。

## **(2)活用業務の届出【Ⅱ(1)～(3)関係】**

### **①届出から業務開始までの期間**

NTT法施行規則改正案への意見で述べたとおり、少なくとも認可制のもとでの処理期間と同程度の期間(70日以上)を確保すべきであります。

そのため、仮にNTT法施行規則にて70日以上の設定が困難な場合であっても、活用業務ガイドラインにおいて、届出1～2カ月前までに、NTT東西自らが届出予定内容を予め公表することを義務付ける等の措置を講じるべきと考えます。

### **②届出書に記載する事項**

NTT法施行規則改正案への意見で述べたとおり、届出書への記載事項として、次の事項を追加すべきと考えます。

◇過去認められた活用業務を用いて提供している電気通信サービスの一覧

◇過去認められた活用業務に投入された経営資源(資金・職員等)の累積規模

そのため、仮にNTT法施行規則にて規定が困難な場合であっても、活用業務ガイドラインにおいて、届出時の追加書類として提示を義務付ける等の措置を講じるべきと考えます。

### **③届出書に記載された事項の公表**

NTT法施行規則改正案への意見で述べたとおり、届出書に記載された事項を、総務省殿より公表頂くことだけでなく、次の事項を制度化すべきと考えます。

◇届出内容に対して、競争事業者等が意見できる公の場(パブコメ、委員会等)を設けること

◇上記において競争事業者等が提起した問題点を是正するために、NTT東西に対して必要な命令を行うこと

◇届出内容に対する総務省殿による確認結果(電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内等と判断した理由等)、及び是正命令を行った場合はその内容を公表すること

そのため、仮にNTT法施行規則にて規定が困難な場合であっても、活用業務ガイドラインにおいて、これらの措置を講じる旨規定すべきと考えます。

## **(3)総務省による検証等【Ⅳ(1)～(5)関係】**

### **①競争セーフガード制度等での検証**

活用業務は、情報通信市場全体に与える影響が極めて大きいことを踏まえ、競争セーフガード制度の枠組みのなかで、またその他の機会において、競争事業者からの指摘事項等を検証頂くとともに、総務省殿において継続的かつ能動的に監視等頂くことは必須であります。

しかしながら、これまでの活用業務によるNTT東西のなし崩し的な業務範囲の拡大が、公正競争環境を阻害し、NTTグループの情報通信市場におけるシェアの高まりの原因となっているように、活用業務が開始された後では、取り返しのつかない事態に陥ることは明白であります。

そのため、事後的な検証だけでなく、活用業務開始前に、競争事業者等を交えてその是非を慎重に確認する仕組みを設けることが極めて重要でありますので、先述したとおり、少なくとも認可制のもとでの処理期間と同程度の期間(70日以上)を確保し、また次の事項を制度化すべきと考えます。

◇届出内容に対して、競争事業者等が意見できる公の場(パブコメ、委員会等)を設けること

◇上記において競争事業者等が提起した問題点を是正するために、NTT東西に対して必要な命令を行うこと

この点、仮にNTT法施行規則にて規定が困難な場合であっても、活用業務ガイドラインにおいて規定することが必要と考えます。

## ②ガイドラインの見直し

活用業務ガイドライン案にもありますとおり、市場環境の変化に伴い、NTT東西が講ずべき措置等についても変化するものと考えます。

そのため、適時適切に活用業務ガイドラインの見直しを実施頂くことはもちろんのこと、例えば3年毎等、定期的に活用業務ガイドライン自体の有効性・適正性を検証する仕組みを設けておくことも必要と考えますので、その旨活用業務ガイドラインに規定すべきであります。

また、活用業務ガイドライン自体の検証の際には、その前提として、活用業務制度そのものの是非、認可制から事前届出制としたことの是非、過去に認められた活用業務の是非等についても検証することが必要と考えますので、当該検証もあわせて実施する旨、規定しておくべきと考えます。

加えて、総務省殿においては、活用業務制度自体の本質的な議論を行うべく、必要な制度整備を早急に実施頂くことを強く求めます。

## (4)NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置【別紙関係】

### ①営業面でのファイアーウォール(項目4)

ー昨年発生したNTT西日本による接続情報の不正提供事案を鑑みると、NTT東西内部はもちろん、子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保することは、必須であります。

加えて、競争セーフガード制度の検証において、指摘させて頂いているとおり、NTT西日本の販売代理店による加入電話ユーザ・ADSLユーザをターゲットとした電話でのフレッツ光の勧誘が、引続き散見され、加入電話の加入者情報や接続情報の流用の疑念が拭いきれない状況にあります。

そのため、関係会社や資本関係のない委託会社・代理店等を通じた営業活動においても、NTT東西自らが営業活動を行う場合と同様に、ファイアーウォールが確保されることを実効的に担保すべき旨、ガイドライン上に規定すべきと考えます。

## ②利用者料金水準の検証（項目5）

競争セーフガード制度の検証において、指摘させて頂いているとおり、NTT西日本においては、活用業務を用いて提供しているフレッツサービスに対して、適用期間が長期にわたる割引制度を複数設定（「光ぐっと割引」、「光もっと割引」、「フレッツ・あっと割引」）しており、これにより、NTT東日本よりも接続料が高いにもかかわらず、NTT西日本のフレッツ光の実勢価格は、NTT東日本の通常料金と比較して大きく下回っております。

このような状況を踏まえ、活用業務を用いて提供しているサービスの料金が原価を下回る競争阻害的な水準となっていないか検証する場合は、通常料金に加え、割引制度やキャンペーンを適用した後の料金等、実勢価格ベースでも実施することが重要であります。

そのため、活用業務ガイドライン上の規定について、次の事項を加味した内容に追加・修正すべきと考えます。

- ◇継続的かつ相当期間に亘って適用される割引制度やキャンペーンを適用した後の料金も検証対象に含めること
- ◇顧客獲得に要する費用も含めて検証すること

## ③NTTグループのグループドミナンスの排除（項目6）

競争セーフガード制度の検証において、弊社をはじめ競争事業者から指摘があるとおり、NTTグループにおいては、課せられている各種規制等を形式的にはクリアしつつも、実質的にはグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあると認識しております。

このようなNTTグループ内に閉じた連携は、NTT再編の趣旨に反していることに加え、個々の分野で保有する市場支配力を情報通信市場全体に拡大していくことに繋がるため、抑止することが極めて重要であります。

そのため、NTT東西が活用業務を営むにあたり、他のNTTグループの会社との連携によりサービスを提供することを予定している場合においても、当該連携について明らかにするとともに、次の事項を禁止すべき旨、活用業務ガイドライン上に規定すべきと考えます。

- ◇サービス名称にて、「フレッツ」等のブランドを共同利用しないこと
- ◇子会社・関係会社や資本関係のない委託会社・販売代理店を介する場合を含めて、排他的な営業活動を行わないこと

以 上